平成２４年（フ）第５８６４号
大阪市天王寺区城南寺町６番12号
債務者　戸松　秀樹
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８７６号
大阪府東大阪市上石切町１丁目10番12号　石切ＣＴスクエア107号
債務者　北尾　和義
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８８２号
大阪市鶴見区諸口６丁目６番６―509号
債務者　前塚　和子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８８３号
大阪府門真市野里町41番45―106号
債務者　相中　文博
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８８８号
大阪府豊中市曽根西町３丁目１番16―106号
債務者　高山平作こと　髙　　平作
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０１号
青森市佃１丁目17番３号　ハイツ・プラネット202号
債務者　飯塚あゆみ
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０２３号
愛知県半田市花田町２丁目59番地
債務者　竹内　礼典
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４６４号
愛知県あま市西今宿梶村三62番地５
債務者　大島恭子こと　李　　恭子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４６５号
愛知県あま市甚目寺須原98番地　サザンウインドウパートⅢ405号
債務者　大島顕貴こと　趙　　顕貴
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０５１号
名古屋市港区川間町１丁目11番地　宝マンション川間町スクエア601号
債務者　飯田五月女
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４１号
島根県雲南市吉田町吉田3054番地４
債務者　岡上　哲也
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４６号
松江市山代町784番地
債務者　野々村清司
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４５号
山口市湯田温泉６丁目５番３号
債務者　福士　恵子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
群馬県太田市藤阿久町910番地３　クレセント太田406号
債務者　野上　由美
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４８９号
埼玉県春日部市南２丁目６番46号
債務者　川上　一美
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４４０号
新潟市秋葉区矢代田615番地
債務者　田沢　佳丈
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０３号
岐阜県瑞浪市土岐町6534番地
債務者　後藤　広志
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２９４号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字十二歩26番地１
債務者　三輪　雅彦
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部